

北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

1 設置の根拠

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱第5条第1号及び北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のため、専門部会を設置するものである。

参考

〔北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱〕

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

〔北海道男女平等参画推進条例〕

第30条(専門部会) 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。

2 専門部会設置の理由

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体又は支援団体・グループを顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを示すことで、男女平等参画社会の実現への気運を高めることを目的とし、平成16年度に創設された賞である。

このため、受賞候補者の選考に当たり、有識者からなる北海道男女平等参画審議会専門部会を設置し、全道各地で活躍している個人や団体・グループについて、男女平等参画の各分野の専門的な視点から検討を行うこととしている。

3 専門部会の構成

社会のあらゆる分野で活躍している個人・団体等を顕彰することから、各分野から、バランスよく構成する。

4 専門部会開催スケジュール

会議	時期	内容
第2回 審議会	12月14日	・ 審議会において専門部会の設置を協議 ・ 専門部会委員及び部会長の指名
第1回 専門部会	12月下旬 ～1月上旬	・ 候補者選考 ・ 知事へ報告
	1月中旬	・ 受賞者決定
	2月中～下旬	・ 贈呈式

5 専門部会の公開について

受賞候補者のプライバシーに配慮し、審議は非公開とする。

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱

(目的)

第1条 職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

(賞の種類)

第2条 北海道男女平等参画チャレンジ賞（以下「本賞」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 輝く女性のチャレンジ賞
受賞者が女性個人の場合
- (2) 輝く男性のチャレンジ賞
受賞者が男性個人の場合
- (3) 輝く北のチャレンジ賞
受賞者が団体・グループの場合
- (4) 輝く北のチャレンジ支援賞
チャレンジを支援している団体・グループ

(表彰の対象)

第3条 本賞の対象は、北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループとする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としない。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担い、特に顕著な活躍をしている女性
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
- (5) 前4項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現に寄与していると認められる団体・グループ

(候補の選定)

第4条 候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が賞状及び副賞を贈呈して行う。

(庶務)

第7条 本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年度 北海道男女平等参画チャレンジ賞 受賞者一覧

【輝く北のチャレンジ賞】

団体名	釧路モカ女性プロジェクト	代表者	代表 森崎 三記子	住所	釧路市
<p>《受賞理由》</p> <p>釧路モカ女性プロジェクトは、釧路公共職業安定所で仕事と子育ての両立をサポートする相談員を務める森崎三記子さんが、育児中、介護中やシングルマザーなど様々な立場の女性の多様な生き方を考えようと呼び掛け、平成23年度に市内の有志と共に立ち上げました。</p> <p>同プロジェクトでは、釧路の基幹産業である漁業の活性化と家庭環境等により就労困難な状態にある女性の就労創出のため、子育てや家族の介護等で外に働きに出ることが難しい女性たちを対象に、家庭内作業による内職として、さんま漁で使用する網を加工したボディタオルと食器用たわしを製造販売しています。漁網タオルは、釧路オリジナルのお土産品として、市内のイベント、温泉施設や土産店等での店頭販売のほか、全国各地への発送も行うなど販路を拡大しています。</p> <p>また、仕事おこしの1つとして、地元食材を使用したお好み焼き風おやきをイベントやお祭り露店で販売するなど、地域の“もの”を活かした取組をおこなっています。</p> <p>平成25年度には、釧路市から業務委託を受け、内職ニーズ調査や漁網タオルによる内職創出実証実験を実施し、仕事と居場所を兼ね備えた“新しい働き方”や、作り手（女性）と売り手（若者）が互いに支え合い働く仕組みづくりの提案を行うなど、需要状況を踏まえた女性の人材育成や就労支援に取り組みんでいます。</p> <p>平成26年度には、地域人づくり事業を受託し、女性の就業や起業をサポートする中で、女性だからできる働き方のモデルを構築する活動を行っています。</p> <p>同プロジェクトでは、メンバー一人ひとりが自分の得意分野や強みを活かし、イベントや事業を企画・運営しており、自分らしく輝く女性を増やすというコンセプトで、今後も地域の“ひと”と“もの”を活かした取組を進め、女性の活躍の場の創出と広がりが期待されます。</p>					

【輝く北のチャレンジ支援賞】

団体名	株式会社ダイナックス	代表者	代表取締役社長 福村 景範	住所	千歳市
<p>《受賞理由》</p> <p>女性社員も長く勤務を続けることができるよう、育児中の従業員の短時間勤務制度や所定外労働の制限については、法定を大幅に上回り、子どもが小学校6年生までの利用を可能としているほか、フレックスタイム制や常用雇勤務（交代制勤務の免除）の選択も可能とするなど、社員が育児と仕事を両立することができる仕組みを積極的に導入しています。そのため、女性社員の2013年度の育児休業取得率は、厚生労働省調査の84.8%に対して100%を達成しており、結婚・出産を経て仕事を継続する女性社員も増加しています。</p> <p>会社創立30周年に際し、旧社屋の活用案について従業員からの提案をうけ、平成14年4月、北海道では初となる事業所内保育施設として、本社敷地内に「こどもくらぶ」を開設し、自社のみならず、近隣他社の児童受け入れも行い、地域の保育供給にも貢献しています。「こどもくらぶ」では、勤労感謝の日の会社訪問や、工場敷地内にある「ダイナックス農園」で園児が農作業を行ったり、収穫物を給食の食材として活用するなど食育にも力を入れており、単なる保育にとどまらず、幼児の情操面での育成にも配慮した施設となっています。</p> <p>また、平成26年度には、道の「ものづくり『なでしこ』応援プロジェクト」に賛同し、高校生や保護者等を対象とした、女性が活躍するものづくり企業の現場を見学するバスツアーや、女性社員が高校へ出向き、仕事のやりがいや魅力などについて語る出前授業の実施をはじめ、これまで女性が少ないとされてきたものづくり現場への女性参画を促進するための取組も積極的に行っています。</p> <p>同社の取組みは、本道のものづくり産業における女性の活躍推進及び社員の仕事と育児等の家事の両立支援のモデルとなるものです。</p>					